

墨田区児童デイサービス施設の管理運営等に関する条例の一部を改正する条例（案）

新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（事業）</p> <p>第3条 児童デイサービス施設は、次に掲げる事業を行う。</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び同条第4項に規定する放課後等デイサービス（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること。</p> <p>・ [略]</p> <p>2 <u>前項各号に掲げるもののほか、前条第1項に規定する児童デイサービス施設は、法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、次に掲げる事業を行う。</u></p> <p>— <u>法第6条の2第5項に規定する保育所等訪問支援に関すること。</u></p> <p>— <u>食事の提供に関すること。</u></p> <p>（利用対象者）</p> <p>第7条 <u>児童デイサービス事業（第3条第1項第1号及び同条第2項に掲げる事業をいう。以下同じ。）を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</u></p> <p>・ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>～ [略]</p> <p>3 [略]</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第3条 〔同左〕</p> <p>児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の2第2項に規定する児童発達支援及び<u>法第6条の2第4項に規定する放課後等デイサービス</u>（生活能力の向上のために必要な訓練に係るものに限る。）に関すること（以下「<u>児童デイサービス事業</u>」という。）。</p> <p>・ [略]</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第7条 児童デイサービス事業を利用することができる者は、次のいずれかに該当する者とする。</p> <p>・ [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>～ [略]</p> <p>3 [略]</p>

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。